

# 中間決算公告

平成28年12月21日

東京都千代田区永田町2丁目11番1号 スタンダードチャータード銀行在日支店 日本における代表者 竹内 靖典

## 中間貸借対照表(平成28年9月30日現在)

(単位: 百万円)

科目	金額	科 目	金額
現金預け金	1, 208, 975	預 金	568, 907
コールローン	· · -	譲 渡 性 預 金	· _
買現先勘定	-	コールマネー	135, 000
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	-	売 現 先 勘 定	-
買入手形	-	债 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	_
買入金銭債権	46	売 渡 手 形	_
商品有価証券	-	コマーシャル・ペーパー	85, 998
金銭の信託	-	借 用 金	4, 374
有 価 証 券	87,603	外 国 為 替	74, 842
貸 出 金	105, 900	その他負債	54, 393
外 国 為 替	85, 460	未払法人税等	304
その他資産	56, 176	リース債務	-
リース投資資産	-	資産 除去債務	_
その他の資産	261	その他の負債	60
有 形 固 定 資 産	118	賞 与 引 当 金	273
無 形 固 定 資 産	-	退職給付引当金	-
前払年金費用	410	特別法上の引当金	-
繰延税金資産	912	金融商品取引責任準備金	-
支払承諾見返	162, 509	繰延税金負債	6
貸倒引当金	△ 540	支 払 承 諾	162, 509
本支店勘定	116, 691	本支店勘定	735, 787
		小計	1, 822, 093
		<b>持 込 資 本 金</b>	2,000
		中間繰越利益剰余金	452
		その他有価証券評価差額金	△ 118
		繰延ヘッジ損益	△ 162
		土地再評価差額金	-
合 計	1, 824, 265	合 計	1, 824, 265



# 中間損益計算書 「平成28年4月 1日から 平成28年9月30日まで

(単位:百万円)

									( <u> </u>
	科			目			金	額	
経		常		収		益			5, 193
資	金	運	Ē	用	収	益	3, 310		
	( う	ち貸	当	金	利 息	)	1, 595		
(	(うち	有 価	証 券	利 息	配当金	È )	73		
役	務	取	引	等	収	益	937		
そ	$\mathcal{O}$	他	業	務	収	益	896		
そ	$\mathcal{O}$	他	経	常	収	益	49		
経		常		費		用			4, 069
資	金	調	9	達	費	用	1, 369		
	( う	5	預	金禾	息	)	894		
役	務	取	引	等	費	用	11		
そ	$\mathcal{O}$	他	業	務	費	用	211		
営		業		経		費	2, 477		
そ	$\mathcal{O}$	他	経	常	費	用	-		
経		常		利		益			1, 124
特		別		利		益			-
特		別		損		失			-
税	引 前	す 中	間	純	利	益			1, 124
法 人	税、	住 民	税	及び	事 業	税			293
法	人	税	等	調	整	額			96
法	人	税	4	车	合	計	_		390
中	間		純	禾	IJ	益			733
繰越	利益	剰余	金 (	当 期	首残吊	<b>新)</b>			546
本	店	~	0		送	金			827
(本		から	5 0	補	填 金	)			-
中間	<b>操</b>	越	利	益 乗	余	金			452



## 注記事項

#### [中間貸借対照表関係]

(1)継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況 該当なし

(2)会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法 時価法

② 有形固定資産の減価償却の方法 定額法

③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 決算日のレート

(4) 貸倒引当金の計上方法

一般貸倒引当金については、法人向け債権は内部リスクモデルにより計算された1年分の期待損失額を、個人向け債権はポートフォリオ単位での引当額をそれぞれ計上しております。

また、個別貸倒引当金については、破綻懸念先、実質破綻先、及び破綻先に対する債権について DCF 法に基き計上しております。 なお個人向け貸付金については 90Days-Past-Due 基準もしくは即時引当金基準によって個別の債権について必要な貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金として計上すべき額が担保の定期的な再評価によって増減した場合、貸倒引当金を見直しております。

### (5) 退職給付引当金の計上方法

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

⑥ リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については売買処理とし、重要性の低いファイナンス・リース取引及びオペレーティング・リース取引は賃貸借取引処理をしております。

(7) ヘッジ会計の方法 時価ヘッジ、繰延ヘッジ

(8) 金銭の信託の評価基準及び評価方法 該当なし

⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 時価法

(10) その他採用した重要な会計方針

資産除去債務に関する会計基準

当行は在日支店オフィスの不動産賃貸契約に基づき退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、 当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ将来の移転等も予定されていないことから、 資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務は計上しており ません。しかしながら、引当金に近い性格を有する債務として毎期一定金額を本店会計上積み立てており、同額 が「その他負債」として積立計上されております。

(3)会計方針の変更

該当なし



## (4) 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

		貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)	現金預け金	1,208,975	1,208,975	0
(2)	コールローン			0
(3)	買入金銭債権	46	46	0
(4)	有価証券 - その他有価証券	87,603	87,603	0
(5)	貸出金(*1)	105,894	105,894	0
(6)	外国為替	85,460	85,460	0
資産	計	1,487,978	1,487,978	0
(1)	預金	568,907	568,185	722
(2)	コールマネー	135,000	135,000	0
(3)	コマーシャル・ペーパー	85,998	85,998	0
(4)	譲渡性預金			0
(5)	売現先			0
(6)	借用金	4,374	4,374	0
(7)	外国為替	74,842	74,842	0
負債	計	869,121	868,399	722
デリバティブ取引(*2)				
	ヘッジ会計が適用されていないもの	2,709	2,709	0
	ヘッジ会計が適用されているもの	(1,741)	(1,741)	0
デリ	バティブ取引 計	968	968	0

<sup>(\*1)</sup>貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって 生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目には( ) で表示しております

## (注1)金融商品の時価の算定方法



### 資 産

#### (1) 現金預け金

満期のない預け金については当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については預け入れ期間が短期間(1年以内)であることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン

約定期間が短期間(1年以内)であることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権はすべて約定期間が短期間(1 年以内)であることから、当該帳簿価額を時価としております

(4) 有価証券(その他有価証券)

保有している有価証券(債券)保有目的は全て「その他有価証券」であり、決算日の市場価格をもって貸借対照表計上額としております。

(5) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、約定期間が短期間(1年以内)であるものは当該帳簿価額を時価とし、約定期間が長期間(1年超)であるものは時価を算定するところでありますが、金額的に重要性が乏しいため、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻懸念先、実質破綻先、及び破綻先に対する債権について DCF 法に基き、個人向け貸付金については 90Days-Past-Due 基準もしくは即時引当金基準によって個別の債権について貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における帳簿価格より貸倒見積額を控除した金額に近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

#### (6) 外国為替

外国為替は他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、外国為替関連の短期貸付金(外国他店貸)、輸出手形(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは満期のない預け金、および約定期間が短期間(1年以内)であるものは、当該帳簿価額を時価としております。約定期間が長期間(1年超)であるものは時価を算定するところでありますが、金額的に重要性が乏しいため、当該帳簿価額を時価としております。

## 負 債

(1) 預金

要求払預金については決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、預入期間が短期間(1年以内)のものは、当該帳簿価額を時価とし、約定期間が長期間(1年超)であるものは時価を算定するところでありますが、金額的に重要性が乏しいため、当該帳簿価額を時価としております。定期預金のうち仕組預金については元本の割引現在価値および組み込まれているデリバティブの割引現在価値並びにオプション価格計算モデルにより算出した価額を算定しております。

(2) コールマネー

約定期間が短期間(1年以内)であり、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コマーシャルペーパー

約定期間が短期間(1年以内)であり、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 譲渡性預金

約定期間が短期間(1年以内)であり、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 売現先

約定期間が短期間(1年以内)であり、当該帳簿価額を時価としております。



(6) 借入金

借入金の元本および組み込まれているデリバティブそれぞれの将来のキャッシュフローを割り引いて 決算日における現在価値を算定しております。

(7) 外国為替

外国為替は、他行から受け入れた満期のない預かり金(外国他店預り)および未払外国為替であるため、 当該帳簿価額を時価としております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引は金利関連取引(金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引(通貨オプション、通貨スワップ等)であり、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算出した価額によっております。

(5)賃貸等不動産の時価に関する事項

該当なし

- (6) 持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の7に規定する事項 該当なし
- (7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4(ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第4項を除く。)に規定する有価証券に関する事項
  - 一 満期保有目的の債券で時価のあるもの 該当なし
  - 二 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの 該当なし
  - 三 その他有価証券で時価のあるもの

(単位 百万円)

	当中間期貸借対照表日(平成 28 年 9 月 30 日現在)											
種 類	取	得	原	価	貸	借	対	照	表	評価差額		
						計.	上額				うち益	うち損
国債			8	37,134				87,	,603	469	469	_
地方債									-	_	_	_
社債				-					-	_	_	_
その他									-	_	_	_
合計			8	37,134				87,	,603	469	9 469	_

(8)貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額 条件緩和債権 56 百万円



(9) 担保に供している資産

該当なし

担保資産に対応する債務

該当なし

(10) 重要な係争事件に係る損害賠償義務

該当なし

(11) 中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度(当該中間会計期間を除く。)以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象

該当なし

(12) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 5 条の 10 から第 5 条の 13 まで、第 5 の 16、第 30 条及び第 50 条の 3 に規定する企業結合に関する事項

該当なし

(13) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の14、第5条の15及び第5条の17に規定する事業分離に関する事項

該当なし

(14) 資産の部の有価証券中の社債に係る保証債務の額

該当なし

(15) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

該当なし

## [中間損益計算書関係]

本部経費負担額は以下の通りです。

(1)直接経費(派遣職員給与等) 138 百万円

(2)間接経費割当額 373 百万円